おかしん

将来に備える代理人サービス

「人生100年時代」の到来を迎えつつある中、お客さまとそのご家族の皆さまに、将来に渡って安心して預金取引できるサービスをご用意しました!

例えば こんなご心配はありませんか?

預金者さま

認知・判断能力が低下したら
預金取引ができなくなるかも…

ご家族さま

家族が認知症になったら、
預金を引き出せるのかな…
取引内容もわからないし…

将来に備える代理人サービス

をご利用いただくと…

将来、預金者さまの認知・判断能力が低下しても、あらかじめお届けいただいた代理人さまが預金取引を行うことができます!

もちろん、認知・判断能力が低下されるまでは、預金者ご本人さまだけがお取引いただけます。

将来に備える代理人サービスとは

- 預金者さまの認知・判断能力の低下により、ご自身による預金取引が出来なくなる場合に備え、事前に代理人を指定するサービスです。
- これにより、将来、預金者ご本人さまに代わって介護費用支払をはじめとする預金取引を行うことができるようになります。
- 代理人による預金取引の開始時期は、預金者さまの認知・判断能力の低下に係る**当金庫所定の診断書**（精神科・心療内科・脳神経外科等に属する医師により診断確定したもの）が提出され、当金庫が受理した日以降となります。

お悩み解決の一例

- ☑ 万一、認知症になっても、介護費用の支払いがスムーズに出来るから安心♪
- ☑ 介護保険金を預金者本人の口座で受け取ったあと、代理人が預金者本人の口座から預金を引き出せるから財産管理がしやすい!
- ☑ 万一、認知症になっても、代理人が預金者の取引内容をいつでも照会できる♪

詳しくは、当金庫の窓口までお問合せください。

岡崎信用金庫

裏面もお読みください。

将来に備える代理人サービス

サービス利用に係る主な手順

「将来に備える代理人サービス」申込

- 「将来に備える代理人サービス利用申込書」の提出
- 預金者の配偶者・直系血族・3親等以内の親族であることがわかる戸籍謄本等（発行後３ヵ月以内のもの）の提出

認知・判断能力の低下

代理人取引の開始

- 認知・判断能力の低下に係る当金庫所定の診断書の提出
- すべての預金口座の名義を「〇〇（預金者名）代理人△△」に変更
- お取引の都度、代理人さまのご本人確認を行います。

利用資格	預金者および代理人ともに、[将来に備える代理人サービス]特別約定に同意し、かつ国内に居住する個人の方
代理人の指定範囲および人数	次のいずれかに該当する方（ただし、成年に限ります）のうち、1名のみを代理人として指定することができます。 ① 預金者の戸籍上の配偶者　② 預金者の直系血族　③ 預金者の３親等以内の親族
代理人による取引の範囲 ⚠ [将来に備える代理人サービス]特別約定を必ずご確認ください。	・預金者本人が保有するすべての預金口座の入出金・解約取引 ・預金者本人が保有する預金口座からの払戻しによる振込、税金の納付、および預金者に対し当金庫が貸出をした金員の返済 ・預金者本人の住所および電話番号等の変更手続(取引内容によっては変更に応じられない場合もあります) ・預金者本人の通帳の喪失関連手続（喪失の届出、再発行、発見、解約） ・預金者本人が保有する融資や投資信託等を含むすべての取引内容照会（残高証明書や取引履歴の発行等）
代理権発効の主な条件	預金者に関する、認知・判断能力の低下に係る当金庫所定の診断書（日本の医師の資格を持つ者によって診断確定したもの）のご提出
取扱手数料	無料（ただし、個別の取引ごとに所定の手数料をご負担いただきます）
留意事項	・代理権の発効後は、当金庫は預金者と取引・手続は行わず、代理人と取引します。 ・預金者が保有するすべてのキャッシュカード、預金者のインターネットバンキング契約等は、代理権の発効時に自動解約されます。 ・代理人の申出に基づき行った手続は、預金者の意思に関わらず、すべて預金者の責任によって行った行為となります。

詳しくは、[将来に備える代理人サービス]特別約定をご確認ください。

岡崎信用金庫